

お知らせ

当局では、平成30年3月31日に返還された牧港補給地区（国道58号沿い）における支障除去措置の一環として、土壤汚染等調査を実施しました。その調査結果及び汚染土壤の処理方針について、下記のとおりお知らせします。

1 調査内容

調査期間：平成30年8月～平成30年11月

- ・返還地を81の調査区画（1区画30m×30m）に区分し、調査を実施。
- ・本調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施。
- ・調査対象項目及び分析方法：
 - （1）土壤汚染対策法に規定された特定有害物質
 - ア 第一種特定有害物質（12物質）：環境省告示第16号（土壤ガス調査）
 - イ 第二種特定有害物質（9物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）
環境省告示第19号（土壤含有量試験）
 - ウ 第三種特定有害物質（5物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）
 - （2）油臭・油分
 - ア 油臭：油汚染対策ガイドラインに示される方法（6段階）
 - イ 油分（ノルマルヘキサン抽出物質）：環境省告示第64号（重量法）
 - （3）ダイオキシン類
 - ア ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルに基づく方法（土壤含有量試験）
 - （4）水質汚濁防止法に規定された有害物質、ダイオキシン類
 - ア 有害物質（6物質）：底質調査方法（含有量試験）
 - イ ダイオキシン類：ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（含有量試験）

2 調査結果

- （1）土壤汚染対策法に規定された特定有害物質
 - ・全81調査区画のうち80調査区画で基準に適合。
 - 鉛の基準値超過が確認された1調査区画で詳細調査を行い、土壤含有量基準に不適合な範囲（10m×10m）を特定。（検出値170 mg/kg、基準値150 mg/kg）
- （2）油臭・油分
 - ・油臭（油臭2以上）および油分（調査上の参考基準値500 mg/kg）が確認された調査区画で詳細調査を行い参考基準値を超過する範囲45カ所（1カ所10m×10m）を特定。

※ 油については、土壤汚染対策法などで規制されている有害物質ではないため、法律等に油分の基準値はありません。今回の調査に当たっては、過去の汚染対策事例を参考にした値（油臭2以上、油分500 mg/kg）を判断基準として設定しました。

- （3）ダイオキシン類
 - ・ダイオキシン類による土壤汚染のおそれがある1調査区画について分析を行い、基準に適合。
- （4）水質汚濁防止法に規定された有害物質、ダイオキシン類
 - ・小湾川の1調査区画について底質調査を行い、基準に適合。

3 汚染土壤の処理方針

鉛の基準不適合土壤、油臭・油分が参考基準値を超過した土壤については、支障除去期間内に、掘削除去により処理します。なお、工事に際しては、周辺への拡散防止に十分配慮のうえ実施します。

牧港補給地区（国道58号沿い）土壤汚染調査結果

■：油分、油臭が参考基準値を超過した範囲
 □：鉛が土壤含有量基準を超過した範囲
 赤枠は、調査区画（全81区画）

